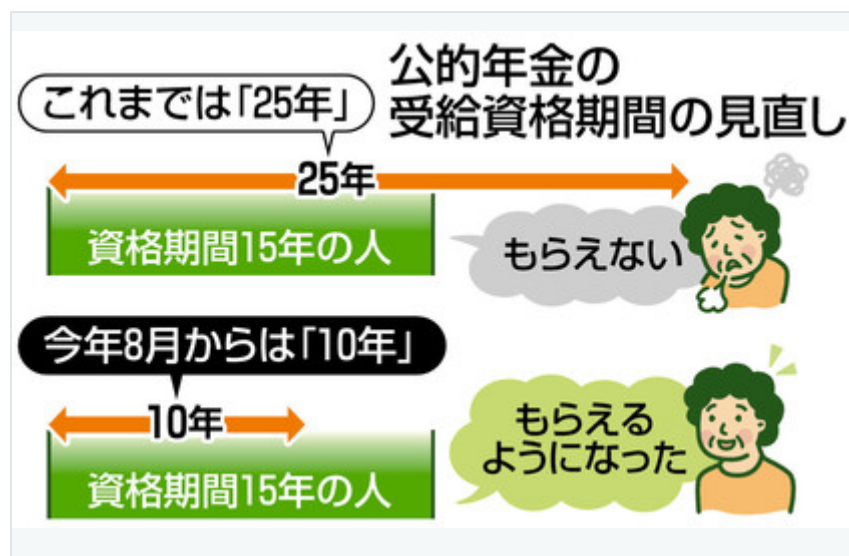


# 老齢年金、受給資格10年に 該当者は早めに手続きを

中日新聞 2017年5月18日



公的年金の老齢年金の受給に必要な納付期間（免除期間などを含む受給資格期間）が今年八月、二十五年から十年に短縮される。これまでは受給できなかった人でも、納付期間が十年以上であれば受給者に変わるのだから、当事者の喜びは大きい。日本年金機構（本部・東京都）は、新たに受給資格を得る約七十四万人に順次、通知の文書を送っている。受け取った人は通知を無視せず、早めに手続きをするのが賢明だ。

会社員や公務員は公的年金の保険料が給料から天引きされるが、自営業者などは国民年金の保険料を自分で納めなければならない。保険料を納めなかった期間が長ければ、年金は受け取れない。

中部地方に住む自営業男性のAさん（77）は「未納期間が長いので年金はもうあきらめていた」と打ち明ける。衣料品店を営んでいた時期は従業員を六人雇い、厚生年金に加入していたが、経営不振で破産に追い込まれた。その後は個人事業主として細々と事業を続けている。

そんなAさんのもとに三月、年金機構から黄色の封筒に入った通知の文書が届いた。封筒の表面の右上に、「短縮」の赤い文字が四角で囲われて記されていた。

Aさんは四月上旬、地元の年金事務所を訪問。問い合わせたところ、受給資格期間は約十五年で、新制度では、老齢基礎年金と老齢厚生年金を合わせ年額約三十一万円を受給できることが分かった。手続きをほぼ済ませ、今年十月には銀行口座に初めて老齢年金が振り込まれる見通しだ。「これまで年金がなかったため、ほとんど働きづめだった。これからは年金がもらえるので、一年のうち一カ月は休めると考えます」

## ◆「カラ期間」なども調べて

受給資格期間の短縮で、年金を受給できるようになったとしても、最も短い十年では、老齢基礎年金は年二十万円にも満たない。

それでも老齢年金がもらえるメリットは大きい。名古屋市の社会保険労務士、木村省吾さん（50）は「年金機構から黄色の封筒が届いた人は一部の例外を除けば、制度改正で年金がもらえるようになる人。早めに年金事務所に行った方がいい」とアドバイスする。

今後、手続きに訪れる人で年金事務所が混雑する可能性もあるからだ。

資格期間が十年以上あるかどうか、自分で考えてみる時は、「合算対象期間(カラ期間)」も考慮しなければならない。過去に国民年金に任意加入せず年金額の算定には反映されないものの資格期間には含まれる期間だ。「一九八六年三月以前に会社員の配偶者だった期間」「九一年三月以前に学生だった期間」などが該当する。

また、病気などやむを得ない事情で保険料が払えず、納付の免除を受けた期間も資格期間に含まれる。

資格期間が十年に満たないまま六十歳を迎える人も、年金を受給できる可能性が生じる。最長七十歳まで国民年金に任意加入して保険料を納める制度があるからだ。木村さんは「資格期間が短い人でも、年金がもらえる道がないか、年金事務所や社労士に相談したりして検討することが大切」と解説する。

(白井康彦)

## 待機老人問題 介護業界に見る新たな流れとは

財経新聞 2017年05月18日

高齢化社会。団塊の世代が全て65歳を迎える2020年には、65歳以上の高齢者が総人口の29.1%に達するという。その後も高齢化は進む。2050年には、人口の4割を占める見込みだ。

介護施設の入居を待つ「待機老人」問題が浮上している。高齢者対応の全てが「介護付き有料老員ホーム」「サ高住」など施設型ではない。「訪問介護」体制の充実など「在宅介護」の整備も進まなくてはならない。しかし、在宅介護の場合、介護される側(親)と介護する側(子供等)の間に「負担」という壁が存在する。「終の住いとし安心できる(介護)施設に」という老人層が少なくない。

一方で、介護施設に入居し生活するためには費用が伴う。中小企業庁はこんな見方をしている。

「30余年間コツコツと勤め上げ65歳時点で手にする厚生年金は月額約18万円。果たしてこれだけで施設入居が可能なのか。諸々考え合わせると“困難”に近い。在宅介護状況の整備と並行し厚生年金で可能な介護施設の増設も不可欠」

週刊ダイヤモンドが斯界大手5位に数えられる企業の介護施設入居費用を試算している。入居後5年間にかかる総費用は5社の平均額で1,575万円。月額26万2500円。介護施設企業の8割は中小企業。大手資本と互角に戦うのは所詮、無理。「厚生年金18万円組」に施設入居は「夢」なのか。いま介護業界では3つの流れが入りかっている。斯界の大手による中小業者の買収。SOMPOホールディングスに代表される他業界大手資本のM&Aによる業界参入。力を蓄え成長してきた既存業者による全国展開。

ウチヤマホールディングス（東証1部）を例に引く。介護付き有料老人ホームをはじめ7タイプの介護施設を全国展開中。最大の特長は「入居金ゼロ」。経営企画担当の山本武博専務はこう語った。

「高額の資金を用意できないため介護施設への入居が難しい高齢者が多い社会的背景を踏まえ、状況に対応するべく導入した施策です」

同社が運営する介護付き有料老人ホームに入居し5年間が経過した場合の総費用は約810万円。月額13万5000円。介護保険を使用しても「18万円」の厚生年金で対応が可能。

介護関連事業者以外からも「興味」深い動きが浮上している。

昨年6月上場のキャリア。異色の人材仲介会社だ。09年の設立時から「人材」を高齢者に絞ってきた。「定年後に自身のキャリアを生かしたい」とする層と「キャリアを活用したい」企業の間立ち事業を進めている。設立初年度の売上高8700万円が前9月期には85倍余の74億1500万円に達している。創業者社長の溝部正太氏は語る。

「定年を迎えるシニア層は自分のキャリアを生かし働く機会を失うことで気力・体力・資力を削がれる。これを避ける事こそ介護の原点。」生き生きとした老後が強いては要支援・要介護を遅らせる。高齢化対応も広範な民活抜きには語れない。（千葉明）

## 厚労省、入居条件変更した新制度下での特養への待機者は29万5000人と発表

財経新聞 2017年3月28日

厚生労働省は27日、新制度下での特別養護老人ホームの入所申込者（入所待機者）数は、2016年4月1日現在で29万5,000人であるという調査結果を公表した。前回調査の53万人から大幅減となった。

特別養護老人ホームは、介護の必要性がより高い中重度の要介護者を支援する機能を重視することに変更され、15年4月から新規に入所できるのは原則要介護3～5に限ることにする制度改正が行われた。今回の調査では新制度下での入所申込者数が集計された。特別養護老人ホームの入所申込者は複数の施設に申し込みをしているが、調査では重複申し込みの排除が従来よりも徹底され入所申込者の実数に近づいているという。

要介護3～5の入所申込者数29万5,000人（要介護3:11万5,000人、要介護4:10万4,000人、要介護5:7万6,000人）。うち在宅者は12万3,000人（同5万7,000人、同4万人、同2万6,000人）、在宅でない人は17万2,000人（同5万9,000人、同6万3,000人、同5万人）である。

新制度下では、要介護1、2の者は居宅での生活が困難なことについてやむを得ない事由があると認められる人のみが特例で入所できることになった。その要介護1、2の人数は同調査で7万1,000人だった。なお、自治体によっては調査時点で特例入所対象者の数を把握できておらず、同調査では必ずしも正確な数字となっていないとしている。(阪木朱玲)